

財政健全化法における財政指標について

「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」に基づき、前年度決算における4つの財政指標を議会に報告し、県民に公表することが義務付けられています。

これらの指標については、早期健全化基準・財政再生基準が設けられており、この基準を超えた場合には、財政健全化計画・財政再生計画の策定が義務付けられ、財政運営上の制限を受けることになります。

本県の令和5年度決算における4つの指標については、全てこの基準をクリアしております。

なお、全国状況については、総務省が各県の指標を取りまとめ、公表する予定です。

○4指標

1 実質赤字比率

令和5年度の一般会計等の赤字の程度を指標化し、財政運営の悪化の度合を示すもの

$$\text{実質赤字比率} = \frac{\text{一般会計等の実質赤字額}}{\text{標準財政規模}}$$

2 連結実質赤字比率

令和5年度の全ての会計の赤字や黒字を合算し、県全体としての赤字の程度を指標化し、団体全体の財政運営の悪化の度合を示すもの

＊公営企業会計において、資金不足に陥っている会計はない

$$\text{連結実質赤字比率} = \frac{\text{全会計の連結実質赤字額}}{\text{標準財政規模}}$$

3 実質公債費比率

令和5年度の公債費等の大きさを指標化し、公債費等による財政負担の度合を示すもの

$$\text{実質公債費比率} = \frac{(\text{地方債の元利償還金等}) - (\text{公営住宅使用料など特定財源} + \text{交付税算入公債費等額})}{(\text{標準財政規模}) - (\text{交付税算入公債費等額})}$$

(3か年平均)

4 将来負担比率

借入金等および公社、第3セクターに支払っていく可能性のある負担について、令和4年度末の残高の程度を指標化し、将来財政を圧迫する可能性の度合を示すもの

$$\text{将来負担比率} = \frac{(\text{将来負担額}) - (\text{充当可能基金、公営住宅使用料などの特定財源} + \text{交付税算入公債費等額})}{(\text{標準財政規模}) - (\text{交付税算入公債費等額})}$$